

覚

替

環 箱 第 50 号

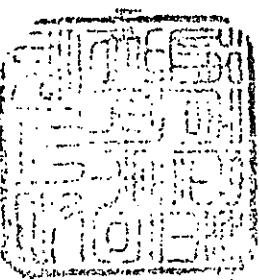
48 機局 第 251 号

昭和48年3月22日

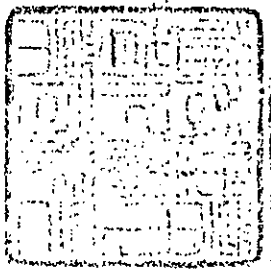
厚生省環境衛生局長
浦 田 純 一



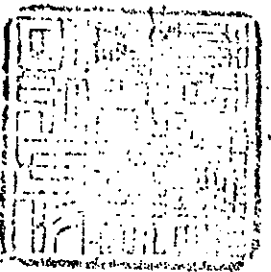
通商産業省企業局長
山 下 英



通商産業省化学工業局長
齊 藤 太



通商産業省繊維雑貨局長
齊 藤 英





厚生省と通商産業省とは、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案」（以下「法律案」という。）の閣議決定に際し、下記のとおり確認する。

記

- 1 厚生省は、火災時において家庭用品の燃焼により有害ガスが発生する場合等一般的に予想されない場合を前提として、法律案第4条第1項に基づき基準を定めないものとする。
- 2 厚生大臣は、法律案第4条第1項又は第2項の規定により、厚生省令で基準を定めようとするときは、通商産業大臣の所管しない製品に係るものについても、あらかじめ通商産業大臣に協議するものとする。
- 3 法律案第4条第1項及び第2項の家庭用品の指定及び基準の作成は、厚生省令で同時に定めるものとし、家庭用品の指定について厚生省は、つねに、あらかじめ通商産業省に協議するものとする。
- 4 厚生省は、法律案第6条及び第7条に基づく措置をとろうとするときは、通商産業省に事前にその内容を示して協議するものとする。
- 5 法律案第6条及び第7条の運用にあたって、厚生省が都道府県知事に対する運用方針及び指導要領を作成しようとするときは、事前に通商産業大臣に協議するものとする。
- 6 都道府県知事が、法律案第6条の回収命令措置をとろうとするとき

きは、事前に通商産業大臣に連絡し、協議するよう厚生省が責任をもつて指導するものとする。

7 法律案第7条の「この法律を施行するため」には、第3条の規定を施行するための場合を含まないものと解する。

8 厚生省が、通商産業省に対し、保健衛生上の見地からの有害物質を含有する家庭用品の表示に関する基準を提示したときは、すみやかに、当該基準につき製品安全及び家庭用品品質表示審議会に諮問し、当該諮問に対する答申に従い家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく告示を行なうものとする。

なお、通商産業省は、厚生省の提示した基準を家庭用品品質表示法の法体系からみて改める必要があると認める場合は、厚生省と調整するものとする。

9 家庭用品衛生監視員については、医学関係者、保健行政関係者に限定することなく、試験、検査等の監視員たる能力を有する者も、任命の対象とするものとする。

また、本法の運用に関連した試験、検査等を行なう場合には、工業品検査所、繊維製品検査所、民間の指定検査機関等既存の機関を十分に活用するよう運用するものとする。このため、厚生省は、上記の既存機関の活用に関する方針及び具体的内容について法施行前に通商産業省と協議するものとする。

10 電気用品取締法第2条に規定する電気用品、ガス事業法第39

条の2に規定するガス用品、高圧ガス取締法第40条に規定する
容器、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
第2条第4項に規定する液化石油ガス器具等又は火薬類取締法第
2条第2項に規定するがん具煙火につき保衛衛生上の見地からす
る配慮が必要であると認める場合（高圧ガス取締法第40条に規
定する容器につき、薬事法により対処できる場合を除く。）には、
上記それぞれの法律で定めるものとし、この法律案では定めな
いものとする。

// 武器等製造法第2条第2項に規定する銃銃等及び火薬類取締法
第2条第1項に規定する火薬類（がん具煙火を除く。）について
法律案第2条第1項の「家庭用品」には含まれないものと解する。